

平成26年度「重点研究費」研究成果報告書

研究課題	新世代教育法学に関する比較研究
------	-----------------

研究代表者

氏名 齋藤一久	所属 人文社会科学系	職名 准教授
------------	---------------	-----------

研究分担者

氏名 安原陽平	所属 人文社会科学系	職名 特任講師
宿谷晃弘	同上	准教授
前原健二	教員養成カリキュラム開発 研究センター	教授
堀口悟郎	九州産業大学	講師
高橋雅人	拓殖大学	准教授

【研究成果の概要】 (文字の大きさ9ポイント・字数800字～1600字程度)

本研究では、教育法学におけるパラダイムシフトを前提に、主として日独の比較の上で検討した。

- (1) グローバル化の中の国家と教育の関係の変容
- (2) 教育公務員の人権の再検証
- (3) 宗教・道徳教育と憲法の緊張関係
- (4) 最新教育判例の検討

まず(1)について、主としてバカロレアなどのグローバルスタンダードが国家の主権、教育権限などと、どのような関係にあり、また調整が求められるのかについて改めて検証した。もっとも当該問題領域についての原理的な考察を行うにとどまった。付随して、齋藤がグローバルスタンダードとしての子ども権利条約の20年の成果と課題について、国内の法律や裁判への影響を研究したものを季刊教育法で発表した。

(2)について、ドイツにおける公務員法制をベースに教育公務員の人権制約の正当化に関する再検証に取り組んだ。この点については、とりわけ安原が、憲法理論研究会の報告で、公務員ないしは教育公務員に特有の人権制約を、公務員制度の存在や国家との関係から正当化するのではなく、担う職務との関係で正当化すべき旨の規範的提言を行なった。

(3)について、「道徳」の「特別の教科」への格上げが予定されているが、「道徳の教科化」は、憲法で保障する各種自由との間でどのような緊張関係を生じさせるかの分析に取り組んだ。とりわけ、公教育の各制度(教科書検定制度、成績評価、免許制度など)をこれまで成り立たせていた論理を再確認し、「道徳の教科化」は公教育制度や子どもたちの精神的自由にどのような影響を引き起こすか考察した。この点については、とりわけ安原が、日本教育法学会の特別研究会で報告を行ない、教育行政の研究者や弁護士等と意見交換をし、重要な争点を確認している。また齋藤が法学教室において、戦後70年を振り返り、宗教・憲法・教育との関係を整理した。

(4)について、日本の最新教育判例について、総合的な検討を行った。その成果については、齋藤一久『重要教育判例集』(東京学芸大学出版会)の改訂の際に公表したいと考えている。

本研究では、予算の関係で、文献研究にとどまった。本研究遂行後は、科研費などへの申請を行い、ドイツの教育法研究者との意見交換を行うなど、日独の教育法学界ネットワークをより強化することを目指す。

研究成果発表方法

[発表論文名(口頭発表を含む)、氏名、学会誌等名(投稿中・投稿予定・執筆中)を記入する。]

※本経費を用いて、報告書(冊子等)を作成した場合には、本様式とともに1部を提出すること。
なお、提出された報告書は教育実践研究推進本部を通じて附属図書館へ寄贈する。

○斎藤一久「戦後70年を考える 政教分離」法学教室416号(2015年刊行予定)

○同「子どもの権利条約20年の成果と課題」季刊教育法183号49-54頁(2014年)

○安原陽平「市民・公務員・教育公務員 ―ドイツ基本法33条5項「職業官吏制度の伝統的諸原則」に関する議論を参考に―」憲法理論研究会3月月例会報告(2015年3月28日)

この報告に関する論稿は、憲理研叢書第23号(2015年10月公刊予定)に掲載予定。

○同「道徳教育の教科化に関する考察」日本教育法学会新教育基本法法制特別研究委員会報告(2014年12月23日)

この報告をベースに、日本教育法学会第45回定期総会公開シンポジウム(2015年5月31日)で「道徳教科化の教育法的问题点」の報告を予定。この報告に関する論稿は、学会年報45号(2016年3月公刊予定)に掲載予定。

また、2015年6月公刊の季刊教育法185号に「道徳教育の分析」という論稿も執筆予定。